

2021年2月2日更新

2021年1月8日

学生の皆さま
教職員、関係の皆さま

北九州市立大学学長 松尾 太加志

新型コロナウイルス感染拡大防止に対する本学の方針について

－ 1都3県を対象とした緊急事態宣言の発令を受けて －

2021年1月7日、東京都と埼玉、千葉、神奈川3県を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が再発令されました。緊急事態宣言の期間は3月7日までとされています。

また、これを受け、福岡県及び北九州市から県民、市民に対して、「宣言発令地域への移動について自粛を求める」との要請が発出されました。

本学においては「新型コロナウイルス感染症予防に配慮した本学対応方針」において、「県境を越えた国内移動について、目的地の感染状況に十分注意を払い、慎重に対応すること」を学生及び教職員に通知しているところです。

本学としては、さらに、今回の緊急事態措置の重要性及び趣旨を重く受け止め、下記のとおり対処することにいたしました。

○ 緊急事態宣言が発令された地域への移動については自粛する。

今後とも、大学としての諸活動が滞ることのないよう、感染拡大防止に向けて、様々な対策を講じてまいります。

皆さまにおかれましても、引き続き感染防止の取組みを心掛けていただきますよう、よろしくお願いいたします。